

運送書類等利用規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人国際フレイトフォワーダーズ協会（以下「本協会」という。）の定款第8条（会員の義務）の規定に基づき、運送書類等の利用について定める。

(運送書類等)

第2条 本協会が制定する書式による運送書類等（以下「運送書類等」という。）とは、下記のものをいう。

- (1) 国際複合一貫輸送約款 (JIFFA MT B/L)
- (2) ウェイビル約款 (JIFFA WAYBILL)
- (3) Forwarder's Cargo Receipt (FCR)

(利用の承認)

第3条 運送書類等の利用は、正会員に限るものとする。

- 2 前条第1号又は第2号の書類を使用しようとする者は、貨物利用運送事業法第3条の登録若しくは第20条の許可又は第35条の登録若しくは第45条の許可を得ている者であること。
- 3 前項の場合、貨物利用運送事業法第3条の登録又は第20条の許可を得ている者については、貨物利用運送事業法第8条及び第26条に定める利用運送約款として本協会の制定した国際複合一貫輸送約款 (JIFFA MT B/L) 及びウェイビル約款 (JIFFA WAYBILL) を使用することについて認可を得た者であること。

(利用者の義務)

第4条 運送書類等を利用しようとする者は、適正にこれを使用しなければならない。

- 2 運送書類等の不正使用（運送書類等の一部変更を含む）が判明したときは、速やかに報告しなければならない。
- 3 前項の場合、総務委員会及び法務委員会において必要な措置を検討するものとする。
- 4 総務委員会及び法務委員会において必要な措置が決定された場合には、当該会員はその措置に従わなければならない。
- 5 本協会は、この規程に違反した者について、運送書類等の利用を停止させることができる。

第5条 運送書類等を利用しようとする者は、本協会の定めた発注書に必要事項を記入のうえ、提出しなければならない。

- 2 正会員が退会しようとする時は、利用運送約款に関する別紙1の誓約書を会長に提出し、総務委員会において必要に応じ審議するものとする。
- 3 正会員が退会した時は、未使用の運送書類等を無償で返納しなければならない。

(費用の支払)

第6条 本協会は、正会員からの発注書に基づいて、支払い期日を翌月20日までと記載した請求書を当月末に発送する。

- 2 運送書類等の調達に係る費用の支払いが所定の支払い期日より3か月を上回って滞った場合又は本協会の年会費の支払いが3か月を上回って滞った場合には、当該会員の発注を受け付けないものとする。
- 3 本協会は、運送書類等の調達費用あるいは年会費の支払いが所定の支払い期日から6か月を上回って滞った場合には、当該会員に対して利用を停止する旨通知することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 平成25年11月21日一部改訂。
- 3 平成26年2月26日一部改訂。

附 則（令和元年5月15日）

この規程の一部改正は、令和元年6月1日から実施する。

別紙1

年　月　日

一般社団法人 国際フレイトフォワーダーズ協会
会長 ○○ ○○ 殿

住所：○○○○○

名称：○○株式会社

代表者氏名：代表取締役○○○○代表者印

JIFFA利用運送約款の不使用に関する誓約書

弊社は、貨物利用運送事業法の規定に基づき、貴協会が制定された国際複合一貫輸送約款(○○○○)を利用運送約款として申請し、国土交通大臣の認可を得ています。

この度の退会に際し、貴協会が制定された国際複合一貫輸送約款(○○○○)をはじめとする利用運送約款を今後、一切使用しないことを誓約します。

以上

注：○○○○には、1993または2013を保有する認可により記載する。

Waybill約款(1994)を保有しない場合は、はじめとする利用運送約款をの記載を削除した誓約書とする。